

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月及び同年11月

私は昭和50年9月に結婚したことをきっかけに国民年金に加入し、それ以降、厚生年金保険被保険者でない時は夫婦と一緒に男性の集金人に保険料を納めてきた。

平成20年ごろに、ねんきん特別便に書かれていた私の加入記録を見て、昭和60年10月及び11月の2か月間が未納とされていることが分かった。いつも定期的に集金人に保険料を納めてきたのに、夫婦そろって未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月に結婚し、同年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間にはA市の男性職員が集金していたとしているところ、同市役所によると、申立人が記憶する集金人が、申立人の居住地の国民年金保険料を集金していたとしていることから、申立内容には信ぴょう性がうかがえる。

さらに、申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は申立期間の前後を通じてA市に居住し店を経営しており、国民年金保険料を納付する上での経済的な問題もみられなかったものと考えられることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月、57年1月、60年6月、同年7月、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月及び57年1月
② 昭和60年6月及び同年7月
③ 昭和60年10月及び同年11月

私は昭和50年9月に結婚したことをきっかけに国民年金に再び加入し、それ以降は夫婦と一緒に男性の集金人に保険料を納めてきた。

昭和56年12月及び57年1月は同じ集金人が自転車で集金していたので、その人に保険料を納めた。60年6月及び7月も同様に保険料を納めていたが、夫が納付済みになっているのに私だけが未納とされているのがおかしい。60年10月及び11月は夫婦共に未納となっているが、同様に同じ集金人に定期的に保険料を納めているのに未納とされていて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月に結婚し、同年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間はすべてA市の男性職員が集金していたとしているところ、同市役所によると、申立人が記憶する集金人が、申立人の居住地域の国民年金保険料を集金していたとしていることから、申立内容には信ぴょう性がうかがえる。

さらに、申立期間は合計して6か月と短期間であるとともに、申立人夫婦はそれぞれの申立期間の前後を通じてA市に居住し店を経営しており、国民年金保険料を納付する上での経済的な問題もみられなかったものと考えられることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年9月までの期間及び59年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から同年9月まで
② 昭和55年4月から同年9月まで
③ 昭和59年12月から61年3月まで

私は、昭和53年に出産し、約10年間勤務した会社を退職した。その際、会社から国民年金の手続をするように指導を受けたので、市役所で加入手続を行った。国民年金保険料については、納付が遅れた場合でも、後日まとめて納付していた。確かに、次男の出産前後の期間については、私の夫が親族と一緒に営んでいた事業の存続が危ぶまれたとの事情があったので、一時的に保険料の納付が困難であったが、申立期間については、市役所の国民年金係で相談し、未納期間を確認した上、さかのぼって保険料を納付した。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、市役所の国民年金係で未納期間を確認し、さかのぼって納付したと主張しているところ、申立期間②及び③については、申立人の国民年金被保険者原票によると、その前後の期間について保険料が納付済みである上、当該期間に近接する複数の期間において、保険料が過年度納付されていることが確認できる。また、当該期間については、社会保険事務所（当時）から過年度納付書が送付されていたと考えられ、申立人が当該期間についても保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、上記の国民年金被保険者原票及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、その夫が昭和53年6月1日に厚生年金保険被保険資格を取得したことにより、同年10月6日に任意加入者として国

民年金の被保険者資格を取得した旨記録されており、制度上、任意加入者は保険料をさかのぼって納付することはできず、任意加入者である申立人が、申立期間①の保険料をさかのぼって納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年9月までの期間及び59年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、将来の安定のため、国民年金に入るのは当然と思い、昭和50年3月ごろ、市役所で加入手続を行ったことを覚えている。また、夫と義母は、私の両親の強い勧めで国民年金と国民健康保険に加入した経緯もあり、実の娘の私が国民年金に加入しないはずがない。未納期間が1年もあることは考えられないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和51年4月から平成3年4月までの期間については、付加保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、加入手続を行った後、自宅へ納付書が届き、その納付書により保険料を納付した記憶があるとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和51年8月に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立人の記憶する加入手続の時点とは異なるものの、申立期間は過年度納付が可能な期間である。

さらに、社会保険事務局（当時）によると、国民年金の加入手続の際に、強制加入の被保険者が被保険者資格をさかのぼって取得することにより、保険料の未納期間が生じた場合、このうち過年度納付が可能な期間については、後日、納付書を自宅に送付していたとしており、納付意識の高い申立人が過年度納付により申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年6月まで

私は、平成3年4月当時、大学生であり、国民年金に加入していなかった。市役所か社会保険事務所（当時）から、同年4月からは学生も強制加入になったとの催告状が届き、母が市役所で加入手続きをしてくれた。その後、卒業するまでの保険料は、母が、金融機関において納付書で納付してくれていた。

平成4年になってから、3年4月から同年6月の未納期間に関し、督促状と納付書が何度か届いた。父に相談したところ、父が、A銀行でその期間の保険料を納付してくれた。

その後、督促も無くなり安心していましたが、平成16年に転職による手続きで社会保険事務所に行った際、その期間が依然として未納であるを知った。父に相談したところ、間違い無く納付していると言っていたので、何かの手違いが起こっており、訂正されるものと思っていた。しかし、ねんきん特別便が届いても、未納のままだった。父は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを、はっきり記憶しており、未納の記録に納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続きも適正に行っており、国民年金に対する加入意識や納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間の翌年度である平成4年7月9日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、その時点で、申立期間以外の未納期間は無いことから、当該過年度納付書の作成が申立期間に係る過年度

納付書であるものと推認でき、督促状と納付書が何度か届いたとする、申立人及びその父親の主張には信憑^{びよう}性がうかがえる。

さらに、申立期間に係る申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は、保険料額、及び自身が休暇を取得して銀行で納付したとする具体的な記憶を有しており、申立期間（3か月）の保険料については過年度納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

私は、平成13年に健康上の理由から、仕事をすることが出来なくなり、市役所の窓口で相談し、国民健康保険料の引下げや国民年金保険料の免除の申請方法を教えられた。以前から老後のことを真剣に考え、年金の重要性を認識しており、同年から20年まで毎年、一度も忘れることなく、免除の申請を行った。その間、一年だけ記録が抜けているのは、状況的にも、客観的にみても不自然である。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年に、健康上の理由から仕事をすることが出来なくなり、市役所の窓口において、国民年金保険料に係る免除申請の方法について教示を受け、同年11月以降、毎年、一度も忘れることなく申請を行ったと強く主張しているところ、申立人は、申立期間を除き、同年11月以降の被保険者期間について、すべて保険料の免除期間とされている。

また、申立人は、免除に係る申請から承認までの手続を鮮明に記憶しており、申立期間を含め毎年欠かさず年度当初に市役所で免除手続を行った後、5月ごろに社会保険事務所（当時）から免除承認通知書の送付を受け、免除が承認されたことを確認していたとしている。

さらに、申立人は、健康上の理由から仕事をすることができなくなったことが端緒となって、平成13年11月から免除を申請したものであり、申立期間の前後において収入状況及び生活状況に変化は無かったとする申立人の主張も自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1416

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

国民年金の最初の1年間で未納とされているが、当時は町内会で集金しており、地域では納付するのが当然とされていた。私の場合は、父親が加入手続きを行い、過去の期間の国民年金保険料もまとめて納付してくれた。年金手帳の交付を受けているのに未納ということはおかしい。国民年金の納付義務があるのだから、役場から納付の通知があれば、そのとおりに納付していた。未納とされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間に係る申立人の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の父親及び母親は、国民年金制度の開始以来、保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、その父親が申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続きが行われたものと推認される上、オンライン記録によると、申立人の被保険者資格の取得日は52年4月1日とされていることから、申立期間については、過年度納付が可能な期間であったと考えられる。

さらに、国民年金被保険者原票によると、申立期間の直後の昭和53年度の保険料が過年度納付されたことが確認でき、納付意識の高い申立人の父親が申立期間についても申立人の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、当該期間のうち、厚生年金保険被保険者期間を除く56年4月から57年1月までの期間及び同年3月について、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで(57年2月の厚生年金保険被保険者期間を含む。)

私は20歳のころ、母親のもとに帰ってきたが、国民年金については、母親が加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。当時は地域で保険料を集金しており、納付するのが当然とされていた。未納となっていることなど考えられない。未納とされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間に係る申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、20歳のころに実家に戻った際、母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、地域の納付組織を通じて保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和56年9月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、加入手続を行ったとする時点が申立内容とおおむね一致する上、申立期間については、保険料を現年度納付することが可能な期間であると考えられる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間について、自身の保険料は納付済みであり、納付意識の高い母親が、申立人の加

入手続を行いながら、申立期間（12 か月）の申立人に係る保険料のみを未納とするのは不自然である。

加えて、市によると、申立人が居住する地域では、申立期間当時、納付組織により、住民が輪番で保険料の収納を行っていたとしており、申立内容と一致している。

なお、申立期間には昭和 57 年 2 月の厚生年金保険被保険者期間を含んでいるが、申立人は自身がこの加入を知ったのは最近のことであり、まして当時の母親が知る由も無かったと供述していることについて、当時の状況を踏まえると、不自然さは感じられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から同年12月まで

私は、会社を退職後、厚生年金手帳を持参し、町役場で国民年金の加入手続を行った。その際、担当の女性職員から、納付月数が不足しているため、過去の国民年金保険料をまとめて完納するように言われた。職員が不足分の保険料額を計算し、3回に分けて納付するよう指示された。その後、その指示のとおり、町役場の窓口において、現金で保険料を納付した。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、退職に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、昭和54年2月ごろに、当時の町役場で、国民年金の加入手続を行い、その際、窓口担当者から、過去の保険料をさかのぼって納付することを勧められ、その勧めに従って、後日、役場において、現金で保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、当該窓口担当者が記載したとする年度ごとに納付すべき保険料額とその納期限を記載したメモを年金手帳に貼付して保管している。

さらに、市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した昭和51年12月から申立期間の直前の53年6月までの19か月間の保険料が、5回に分割され現金で過年度納付された旨の記録が確認でき、申立人の主張には信憑^{びよう}性がうかがえることから、申立期間（6か月）についても過年度納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月5日から10年6月12日まで

年金記録では、私がA社で勤務していた期間に係る標準報酬月額は17万円となっている。しかし、この金額は、試用期間の給与に相当する金額であり、実際には、給与から22万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は17万円となっているが、申立人が所持する給与明細書から、申立人の給与支給額（報酬月額）に基づく標準報酬月額は、平成9年11月は24万円、同年12月及び10年1月は28万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は26万円であることが確認できる。また、当該給与明細書から、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立期間のすべてについて22万円であることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の保険料控除額に基づき 22 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和40年4月1日からA社D事務所に勤務し、45年4月1日に同社C支店E事務所に異動になった。異動に伴い同社C支店で厚生年金保険被保険者資格を取得したが、年金記録では、資格取得日が実際の異動日より1か月後の同年5月1日となっており、当該1か月間の加入記録が欠落している。

B社から、申立期間当時に在職していたことを示す在職期間証明書をもっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答により、申立人が昭和40年4月1日から49年4月30日まで継続してA社に勤務（45年4月1日に同社D事務所から同社C支店E事務所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月21日から同年7月21日まで

私は、A社（現在は、C社）に昭和48年4月に入社し、平成9年12月20日に退職するまでの間、継続して同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する社員名簿、健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録等から、申立人は、A社において昭和48年4月2日から平成9年12月20日までの間、継続して勤務し（49年6月21日に同社B工場から同社本部に異動発令）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社によると、当時のA社における社会保険事務の取扱いとして、昭和49年6月21日付けの異動発令の場合は、同年7月21日付けで異動に係る社会保険の届出を行うことになるとしている。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険事務所（当時）の昭和49年5月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年8月1日から34年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を34年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、33年8月及び同年9月は8,000円、同年10月から34年8月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月1日から34年9月1日まで
② 昭和44年3月1日から同年10月1日まで

私は、昭和32年8月9日から40年5月11日まで転勤すること無く、A社のB課で勤務していたのに、33年8月1日から34年9月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。その時期に社名変更があったとしても、空白になる理由は考えられない。勤務期間中は、すべての給料から厚生年金保険料が控除されていたので、調査してほしい。

私は、昭和44年3月から同年9月末までC社に勤務していたのに、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。平成7年ごろ、年金の申請の際、社会保険事務所（当時）の担当者が届出書を確認した上、C社は保険料が未納であったため記録が消されたと言われ、当時の担当者として、昭和44年9月末に会社が倒産し事情を知っているので了解した。しかし、今回の社会保険事務所の調査では、届出書等が保管されておらず、私の厚生年金保険の記録が無いとの回答だけで信用できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の雇用保険被保険者記録、事業主の供述及び元同僚が保管していた給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該期間前後の昭和 32 年 10 月の厚生年金保険被保険者名簿及び 34 年 9 月の事業所別被保険者名簿の記録並びに両名簿の元同僚の記録から、33 年 8 月及び同年 9 月は 8,000 円、同年 10 月から 34 年 8 月までは 1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとされていることから、事業主が昭和 33 年 8 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 34 年 8 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人の雇用保険被保険者記録及び元同僚の証言により、申立人は昭和 44 年 2 月 21 日から同年 9 月 20 日まで、C 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、複数の元同僚が、申立人は社会保険や給与計算の事務を担当していたとしている上、申立人は、C 社が保険料を滞納していたことを知っていたと供述している。

また、C 社(昭和 44 年 9 月 28 日全喪)及び D 社(C 社の全喪に伴い合併された適用事業所)に係るそれぞれの厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②前後に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②当時、C 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 13 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、9 人から回答があったものの、申立人が当該期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当時の代表取締役は既に死亡しており、閉鎖登記簿謄本において、当該事業所は昭和 45 年 12 月 31 日に解散していることが確認できる等、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等

に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月17日、資格喪失日に係る記録を同年10月31日とし、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月17日から同年10月31日まで

私は、昭和39年4月17日にA社に正社員として入社し、同年10月30日に退職するまでの間に勤務していた際の給与明細書を所持しており、6か月分の厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月17日から同年10月30日までの間、A社に継続して勤務していたとしているところ、申立人が所持する同社における昇給辞令書及び同社が保管する申立人の履歴書から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が所持するA社に係る昭和39年5月分から同年10月分までの給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除（翌月控除）されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和39年5月分から同年10月分までの給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の書類が残っていないため不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年7月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人が昭和43年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月1日から同年9月1日まで
② 昭和43年9月30日から同年11月1日まで

私は、昭和42年4月1日から49年11月15日までの間、継続してD社(現在は、A社)に勤めていたが、42年7月1日付けで同社E支店に異動した時と、海外留学から帰国後、43年11月1日付けで同社本社に異動した時の厚生年金保険の記録がそれぞれ2か月間欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された在籍証明書及び人事記録並びに事業主の証言から、申立人は、同社において昭和42年4月1日から49年11月15日までの間、継続して勤務し(42年7月1日にD社F工場からA社B工場に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険事務所(当時)の昭和42年9月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、A社から提出された在籍証明書及び人事記録並びに事業主の証言から、申立人は、同社において昭和42年4月1日から49年11月15日までの間、継続して勤務（43年11月1日に同社C工場から同社本社に異動）していたことが確認できる。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の同社C工場における資格喪失日が昭和43年11月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、上記の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の標準報酬月額の記載から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は41万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年10月1日まで
病欠などの原因も無いのに、標準報酬月額が11万円になっているのはおかしいので、41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の標準報酬月額は、申立期間の直前の昭和53年10月に38万円（厚生年金保険の最高等級が32万円であるため、オンライン記録上は32万円）であったものが、55年10月に11万円へといったん引き下げられ、申立期間の直後の56年10月には44万円（厚生年金保険の最高等級が41万円であるため、オンライン記録上は41万円）に引き上げられていることが確認できる。

申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、当該事業所（平成18年清算）の元事業主も関係書類等を保管していないため、申立期間における保険料控除額及び報酬の総額を確認することができないものの、申立人と同職種の元同僚3人及び申立期間当時の経理担当の取締役が、申立期間において、申立人の勤務状況に変化は無く、給与が少なくなるとは考え難いと証言している上、当該元同僚3人の申立期間当時の標準報酬月額は引き下げられていない。

また、A社における当該元同僚3人と申立人の標準報酬月額の変遷を検証したところ、ほぼ同額で推移していることが確認できる上、当該元同僚のうち二人の申立期間における標準報酬月額は「410（千円）」であることが確認できる（残りの一人は380千円）こと、前述の元同僚及び経理担当取締役の供述、申立人の標準報酬月額の改定状況、元同僚の被保険者記録の状況等を併せて考

えると、申立人についても同額程度の標準報酬月額であったと考えることが妥当である。本件については、申立人の標準報酬月額について、被保険者名簿に記載する際に、正しくは「*」とされるべきところ、誤って「*」と記載した可能性が高いものと思われる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月30日から同年10月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月30日から同年10月1日まで
② 平成5年9月30日から同年10月1日まで

平成2年9月30日までA社に勤務し、退職時の給料から厚生年金保険料が引かれていたので、同年9月30日から同年10月1日の国民年金未納というのは納得がいきません。同様にB社でも5年9月30日まで勤務し、厚生年金保険料も引かれていました。このときの同年9月30日から同年10月1日の国民年金未納というのも納得できません。調査して年金記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が保管する平成2年分所得税源泉徴収簿及び同社の回答から判断すると、申立人が正社員として同社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る平成2年8月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って平成2年9月30日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと供述しているものの、同社は既に廃業している上、当時の代表者も死亡しているため、申立期間②当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、公共職業安定所が発行した、申立人に係る「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」を見ると、申立人は、B社を平成5年9月29日に離職していることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

さらに、B社に係るオンライン記録を見ると、当該事業所の給料日である25日付けで退職し、翌26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している従業員が一人確認できるが、その者を除くと、事業主を含むすべての従業員について被保険者資格の喪失日は末日であることが確認できる。

加えて、所在が確認できた申立期間②当時の元従業員7人に照会を行った結果、一人から回答があったものの、当時の状況を記憶しておらず、申立期間②当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年4月10日、資格喪失日に係る記録を23年12月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額については、22年4月及び同年5月を240円、同年6月から同年9月まで200円、同年10月から23年7月まで400円、同年8月から同年11月まで300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月10日から23年12月1日まで

私は、昭和22年3月にA社本店にて採用面接試験を受け、同年4月10日から正職員として採用を内定され、申立期間に同社C支店にて勤務した。採用の辞令に社長の氏名が記載されていたことを覚えている。同支店においてはD業務を担当しており、当時在籍した職員9人の氏名も詳細に覚えている。厚生年金保険に加入して勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社が保管する社員台帳（人事記録）、同社の回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人が正社員としてA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、元同僚二人は、「申立人は申立期間に正社員として勤務していたことを覚えている。また、自分は入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と証言している上、申立人及び元同僚の証言した当時の当該事業所の従業員数と厚生年金保険被保険者名簿の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C支店に係る社員台帳（人事記録）に記載された俸給額から、昭和22年4月及び同年5月を240円、同年6月から同年9月までを200円、同年10月から23年7月までを400円、同年8月から同年11月までを300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和55年2月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月18日から同年3月15日まで

私は、昭和55年2月1日、A社設立に伴い関連会社であるB社から異動になった。私は、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録が欠落していることに納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る給与明細書、A社から提出された賃金台帳及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額により、32万円とすることが妥当である。

一方、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は、B社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和55年2月18日）の約1か月後（同年3月15日）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所としての記録が無い。しかしながら、B社からA社への異動者のオンライン記録、元同僚及び元役員の証言並びに閉鎖登記簿謄本の役員欄の記録から、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和27年3月29日から同年4月1日までの期間及び31年5月25日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を27年3月29日、同社本店における資格取得日に係る記録を31年5月25日にそれぞれ訂正し、27年3月の標準報酬月額を8,000円、31年5月の同月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月29日から同年4月1日まで
② 昭和31年5月25日から同年6月1日まで

私は昭和23年8月10日にA社に入社し、59年10月31日まで継続して勤務したので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳（人事記録）及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が昭和23年8月10日から59年10月31日までA社に継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和27年4月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円、申立期間②に係る同月額については、同社本店に係る31年6月の同名簿の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したかどうかは不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうちの賞与については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は38万円、16年7月26日は36万円、同年12月27日及び17年7月25日は35万円、同年12月26日及び18年7月25日は35万9,000円、同年12月25日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月21日から19年8月31日まで

平成11年5月から19年8月までの給与総支給額に対し、厚生年金保険の記録上、標準報酬月額が低くなっている。また、15年12月から18年12月までの7回分の賞与からは、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁（当時）に対し届け出られていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人については、申立期間中の賞与に係る標準賞与額の記録は確認できないが、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、平成15年12月、16年7月、同年12月、17年7月、同年12月、18年7月及び同年12月の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、また、支給日についてはA社の申立期間後の賞与の支給日から判断すると、平成15年12月25日を38万円、16年7月26日を36万円、同年12月27日及び17年7月25日を35万円、同年12月26日及び18年7月25日を35万9,000円、同年12月25日を36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成21年4月28日に行われた社会保険事務所（当時）の調査を受け、申立てに係る事業所から、19年7月及び同年12月並びに20年7月及び同年12月に係る賞与支払届が提出され、社会保険事務所において職権により申立人に係る標準賞与額の記録の訂正が行われている上、平成15年12月から18年12月までの期間において賞与支払届が記録されていないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、標準報酬月額については、申立期間のうち、平成13年3月から19年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成11年5月から13年2月までの期間については、申立人は当該期間の給与明細書を所持しておらず、ほかに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年4月1日に、同社D支店における資格喪失日に係る記録を同年7月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年3月を5,000円、同年6月を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年3月24日から同年4月1日まで
② 昭和25年6月24日から同年7月1日まで

亡き夫は、A社に入社以来、退職するまで、他の企業に在籍したことはないので、厚生年金保険の欠落期間は無いはずである。記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事カード及び店別カードから、申立人は、昭和24年3月8日から平成元年7月26日までA社で継続して勤務し（25年3月15日に同社C支店から同社D支店に、同年6月24日に同社D支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和25年2月及び同社D支店に係る同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年3月は5,000円、同年6月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としている。しかし、申立人のA社D支店における資格喪失日は、同社E支店への異動の発令日であり、社会

保険事務所では知り得ない日付である上、同社では発令日の属する月の末日まで旧所属部署において給与を支給していた旨の元従業員の証言があることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 3 月及び同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を57万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

平成18年12月27日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与一覧表(賞与)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額57万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を26万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

平成18年12月27日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与一覧表(賞与)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額26万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を42万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

平成18年12月27日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与一覧表(賞与)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額42万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

平成18年12月27日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与一覧表(賞与)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額18万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を38万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

平成18年12月27日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与一覧表(賞与)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額38万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を38万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

平成18年12月27日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与一覧表(賞与)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額38万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

平成18年12月27日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与一覧表(賞与)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額29万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

平成18年12月27日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与一覧表(賞与)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額28万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から56年3月まで

私は、結婚を契機に、A市から移り住み、昭和48年6月から現在も営んでいる店を始めた。国民年金については、結婚前に私の母親から「これからは自分で払いなさい。」と言われ、手帳を渡されたが、開店当初は、忙しさもあって、国民年金保険料の納付は怠っていた。しかし、50年ごろに、それまでの未納期間の保険料について、納付を督促するハガキが届き、その保険料については、私が何度かに分けて納付した。妻についても、それまで、全く保険料を納付していなかったこともあり、私が妻の国民年金の加入手続を行い、その後の保険料については、私の妻が私と妻の保険料と一緒に納付していた。妻の年金記録は納付済みになっているのに、私の年金記録は未納となっている。未納とされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、過去の保険料について納付を督促するハガキが届いたことを受けて、48年4月からの国民年金保険料を過年度納付し、その後の期間については、申立人が加入手続を行ったとするその妻の保険料と一緒に、申立人の妻が納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻の同手帳記号番号は52年4月に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、50年ごろに妻の加入手続を行ったとする申立人の主張と一致しない。

また、申立人の妻の国民年金被保険者原票によると、昭和50年度の保険料を昭和53年1月25日に一括で過年度納付し、その後は59年度まで現年度納付していることが確認できるが、申立人の国民年金被保険者原票によると、申立期間の直後で、申立人の妻が現年度納付していた56年度及び57年度の保険料について、58年7月を最初に、60年5月までの合計8回にわたって過年度納付していることが確認でき、当該期間の申立人とその妻の納付方法は異なる。したがって、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立内容とは一致しない。

さらに、国民年金被保険者原票並びにA市及びB市が保管する国民年金被保

険者名簿、C市が管理する電算化された納付記録のいずれにおいても、申立期間に係る申立人の納付記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年10月まで

私は、平成17年に夫の会社で第3号被保険者の届出をした時に、7年10月から8年10月までの期間の納付記録が無いことが分かったが、申立期間の保険料は、母親が納付していると聞いており、社会保険事務所(当時)の記録が未納となっていることに納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続に関する具体的な時期の記憶が無いとしており、オンライン記録によると、申立人については、平成9年4月28日の厚生年金保険への加入と同年1月以降に導入された基礎年金番号の払出しが確認できるが、それ以前に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる記録は見当たらない上、A市の被保険者台帳によると、申立人は、上記の基礎年金番号で10年5月15日に国民年金に新規加入していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、国民年金に新規加入した平成10年5月時点においては、申立期間の一部は時効により保険料が納付できない期間である上、オンライン記録によると、申立期間の直後の8年11月から9年3月までの期間の保険料を、8年11月分の保険料の納付期限月となる10年12月に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の届出及び保険料の納付について、申立期間当時は学生であったので直接関与していないとしている上、申立人の母親が申立人の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほ

かに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 平成 9 年 1 月 4 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 3 年 5 月から A 事業所において勤務し、同年 7 月以降は正規職員として任用され共済組合の加入員となった。同事業所に確認したところ、「確かに試用期間を経て正規職員とされており、当該期間は厚生年金保険に加入させていたと思われる。」との回答を得た。また、平成 9 年 1 月から B 事業所（現在は、C 事業所）において勤務し厚生年金保険に加入していたと記憶している。しかしながら、私の年金記録では、両期間とも厚生年金保険被保険者期間が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、平成 3 年 5 月 1 日から A 事業所に勤務し、同年 7 月以降は正規職員として任用されたとしているところ、申立人が同年 7 月 1 日に D 共済組合の組合員になっていることは確認できるものの、オンライン記録によると、A 事業所は、4 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①当時は同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、申立人が所持する平成 3 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額については、その内訳が不明であるため、D 共済組合が保管する申立人の給与月額等に係る資料を基に、申立期間①直後の同年 7 月から同年 12 月までの長期給付保険料額及び短期給付保険料額を試算したところ、その合計額は、源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額とおおむね一致することから、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたものと推認することができない。

さらに、A事業所によると、人事記録等に係る資料の保存期間から、申立期間①当時の資料は残っていないため、申立人の勤務状況等については不明であるとしており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については確認できないとしている。

- 2 申立期間②については、申立人は、平成9年1月4日から同年3月31日までの間、B事業所に継続して勤務していたとしているが、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、C事業所によると、申立期間②当時から在籍している職員から聞き取り調査を行ったところ、申立人が申立期間②に勤務していた旨の証言は得られたが、当時の人事記録等の資料は残っておらず、申立人の勤務状況が確認できる資料は無いとしている。

さらに、C事業所によると、申立人が主張する短期間の臨時職員の場合であれば、E共済に加入させることはなく、厚生年金保険の資格を取得させたこともないとしている上、申立人が申立期間②当時に一緒に勤務したと記憶する元同僚については、申立期間②を含む平成2年8月から15年6月まで勤務している常勤の職員であったことから、E共済に加入させていたとしている。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月28日から54年3月31日までの期間のうち、約5年間

私は、昭和43年6月から、A社に代表取締役社長として勤務し、厚生年金保険料については、従業員の分と共に給料から差し引いて、社会保険事務所（当時）に納めていた。同社で勤務する前は、それまで勤務していたB社やC社で、厚生年金保険に加入していた。

A社に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは、私の年金手帳に番号が書き直されていることや、名前の漢字が間違っていることからみて、社会保険庁（当時）の処理に誤りがあったためではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿の記載から、申立人が昭和43年5月25日から49年12月3日まで同社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人が当該期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録上、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。また、申立人は、C社で勤務していた者のうち何人かが後にA社で勤務していたとしているが、C社において勤務していた複数の者から聴取したところ、A社で勤務していたとする者は確認できない上、オンライン記録によると、C社において厚生年金保険の加入記録が有る者の中に、A社における厚生年金保険の加入記録が有る者はいない。

さらに、申立人は、自身が所持している昭和53年9月4日に再交付された年金手帳に、厚生年金手帳記号番号が書き直されている上、名前の漢字も間違っていることから、社会保険庁の事務処理の誤りが原因で申立期間に係る厚生

年金保険の加入記録が欠落しているのではないかと主張している。しかし、厚生年金手帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、当該手帳に記載された4つの番号のすべてが申立人に発行された厚生年金手帳記号番号又は国民年金手帳記号番号であることが確認できる。加えて、上記の被保険者名簿を見ると、申立人が27年5月14日に初めてD社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に記載された氏名が1文字誤っていることが確認できるものの、上記の手帳記号番号払出簿によると、当該誤字は、申立人の年金手帳が再発行された翌月の53年10月2日に訂正されていることが確認できる。したがって、申立人の年金手帳の記載内容から、社会保険庁の事務処理の誤りが原因で申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年7月31日まで
② 昭和21年5月1日から23年5月1日まで

私は、中学校に在学中の昭和19年6月から、勤労働員学徒としてA社に勤務していた。20年3月末に、中学校を1年繰り上げて卒業し、同年4月1日に専門学校の入学式のため登校したところ、同校から、これまで勤務していたA社に戻って出社するようと言われたので、同社に戻り同年7月31日まで勤務した。この時には、私は既に勤労働員学徒ではなく、一般の社会人になったのだと認識していた(申立期間①)。

その後、昭和21年5月から23年4月までは、B社に勤務していた(申立期間②)。

これら二つの期間については、厚生年金保険の加入記録が社会保険事務所(当時)の記録から抜け落ちているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名、資格取得年月日(昭和19年6月1日)、資格喪失年月日(20年7月31日)及び健康保険被保険者証の番号は記載されている。しかしながら、当該名簿には厚生年金保険被保険者台帳記号番号の記載が無い上、備考欄には「学徒」と記載されている。勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令(16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(19年5月29日)により、労働者年金保険の被保険者には該当しないとされている。

また、当該名簿の申立人が掲載されている頁と次頁を見ると、申立人と同様に、健康保険被保険者証の番号は記載されているものの、厚生年金保険被

保険者台帳記号番号の記載が無く、備考欄に「学徒」と記載されている者が20人確認できる。

さらに、上記20人のうち、元同級生の一人は、「申立人と一緒に、中学校在学中に学徒動員としてA社に勤務していた時、健康保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。昭和20年3月に中学校を1年繰り上げて卒業した後も同社に勤務していたが、引き続き厚生年金保険は加入していなかった。」と証言している。

これらのことから、申立人は、申立期間①当時、A社において、健康保険のみ加入していた可能性が高い。

2 申立期間②については、B社の商業登記簿が存在しない上、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人がB社で一緒に働いていたとする元同僚8人についても、同社における厚生年金保険の加入記録は確認ができない上、B社の隣に住んでいたとする者は、「弟(故人)が申立人と一緒に同社で働いていたが、弟は社会保険に加入していなかった。」と証言している。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から29年8月1日まで

私は、昭和26年7月1日からA社B支店に入社し、C事務所、D事務所でそれぞれ従事したにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険記録が存在しておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真等により、申立人が申立期間において、A社B支店が管轄するC事務所及びD事務所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社C事務所及び同社D事務所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人が所持する写真に申立人と一緒に写っている元同僚は、「当時「E」という正社員がいた記憶は無いので、申立人は、現地採用の従業員だったのではないか。」と証言しており、元同僚からは、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる具体的な証言を得られない。

さらに、A社本社及び同社B支店は共に、当時小規模の事業所や現場では適用事業所としての届出がなされておらず、現地で採用された従業員で社会保険に適用されていない者は多数存在した可能性があるとは回答している。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名の記載は確認できない上、整理番号に欠番が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、A社本社及び同社B支店は共に、申立期間当時の記録については、一部を除き既に廃棄したとしており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 9 日から 57 年ごろまで

私は、A社において正社員ではなかったが、社長と話し合った結果、正社員と同様に社会保険に加入してもらっていた。このことについては、当時の専務も経理担当者も知っていたにもかかわらず、同社で勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社でB業務をしていたことは推認できる。

しかしながら、元同僚7人は、「申立人は、A社の車ではなく、自分の車でB業務に従事していた。」と証言している。元同僚7人のうちの一人は、申立人と同様に自分の車でB業務に従事していたとしているが、オンライン記録によると、この元同僚については、同社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間において、申立人の氏名の記載は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、A社は廃業しており、事業主、当時の専務及び経理担当者も既に亡くなっているため、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立人については申立期間に係る雇用保険の記録も確認できず、A社において社会保険関係の事務補助をしていた元従業員によると、「申立期間当時は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の三つを一緒に加入させており、一番保険料の安い雇用保険に加入していないのであれば、厚生年金保険には加

入していないと思われる。」と証言している上、上述の自分の車でB業務に従事していたとしている元同僚は、雇用保険には加入していなかったと証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月から 31 年 7 月 15 日まで
② 昭和 31 年 8 月 28 日から 32 年 5 月まで
③ 昭和 32 年 5 月から 34 年 7 月まで
④ 昭和 34 年 7 月から 36 年 5 月まで

私は、昭和 30 年 10 月から 36 年 5 月までの間、会社は変わったが継続して勤務していたと記憶しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、昭和 30 年 10 月から 32 年 5 月までA社において継続して勤務していたとしているところ、同社の所在地、当時の事業主及び担当業務内容について詳細に記憶していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主によると、申立人の記憶は無く、同社は平成 7 年以降に廃業したとしており、申立期間①及び②当時の資料は残っていない上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立期間①及び②当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 5 人を把握し聞き取り調査を行ったが、申立人の名前を記憶しているとする一人の証言は得られたものの、勤務していた期間についてまでは不明であるとしており、残る 4 人は、申立人を記憶していないとしているなど、申立人が当該期間に同社において在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人

は、昭和 31 年 7 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 28 日に同資格を喪失した旨の記載が確認できる。加えて、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった 29 年 5 月 1 日から、申立人が 31 年 7 月 15 日に資格取得するまでの間において、同名簿に申立人の氏名は確認できない上、申立期間①及び②において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間③については、申立人は、昭和 32 年 5 月から 34 年 7 月まで B 社において継続して勤務していたとしているところ、同社の所在地、当時の事業主及び元同僚の氏名並びに担当業務内容について詳細に記憶していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社によると、申立期間③当時の資料は残っていない上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立人が記憶する元同僚については、申立期間③当時に B 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、連絡先が判明せず聞き取り調査を行うことができない上、申立期間③当時に同社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 18 人のうち、一人しか連絡先が判明せず、当該元従業員からも文書照会に対する回答が無く、聞き取り調査を行うことができず、当時の状況を確認することができない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、申立期間③において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらず、事業主が申立人を厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所（当時）に届け出たことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 申立期間④については、申立人は、昭和 34 年 7 月から 36 年 5 月まで C 社において継続して勤務していたとしているところ、同社の所在地、当時の事業主及び元同僚の氏名並びに担当業務内容について詳細に記憶していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社の後継会社である D 社の元事業主によると、申立人の記憶は無く、同社は既に廃業しており、申立期間④当時の資料は残っていない上、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立人が記憶する元同僚 5 人については、上記の元事業主以外 4 人とも既に亡くなっている上、申立期間④当時に C 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 3 人を把握し聞き取り調査を行ったが、3 人とも申立人を記憶していないとしており、申立人が当該期間に同社において在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録

の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらず、事業主が申立人を厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所に届け出たことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 9 月 2 日まで
② 昭和 32 年 1 月 28 日から 33 年 3 月 31 日まで

A社で勤務していた期間のうち、昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 9 月 2 日までと 32 年 1 月 28 日から 33 年 3 月 31 日までの期間の厚生年金記録が欠落しています。1 日約 8 時間、1 か月 15 日前後勤務していました。調査をしてください。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人はA社において勤務していたと供述しているものの、A社は、昭和 32 年 1 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も既に死亡していることから、申立期間①及び②当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間①当時の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が名前を記憶していた元同僚一人を含む所在の確認できた元従業員 11 人に照会を行った結果、9 人から回答があったものの、申立人のことを記憶している者はいない上、複数の元従業員は、「請負や、本人の希望で社会保険に加入していない者が複数いた。」旨証言している。

さらに、複数の元従業員は、「昭和 32 年 2 月ごろにA社は事業内容の悪化により解散した。元従業員の一人が、新会社（B社）を設立し、A社内の機械類一式をその新会社に移した。」旨証言しているところ、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿によると、当該新会社（B社）は同年 2 月 7 日に新たに厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、元従業員の証言

と一致する。

加えて、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名の記載は無い上、申立期間②当時の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者記録では 1 回休んだことになっており驚いています。夫から一度もそのような話を聞いた事はありません。調査の上、訂正をお願いします。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、当時の記憶から、申立人が申立期間においてA社B支店に継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者記録が抜けることはなかったと主張している。

しかしながら、A社が発行する申立人に係る退職証明書を見ると、申立人は同社を昭和 53 年 10 月 30 日に退職し、同年 11 月 1 日に特別職員として再雇用された記録が確認できる。また、同社の事務担当者は、当時の定年退職に係る運用制度に関する資料(就業規則等)は残っていないとしているものの、「特別職員としての再雇用に係る運用制度については、定年年齢到達月の翌月 1 日付けで採用していた。」と証言している上、申立人に係る雇用保険加入記録とも一致している。

さらに、A社B支店に係るオンライン記録を見ると、先頭頁から 33 頁に記載されている 528 人のうち、55 歳到達日の翌日(誕生日)に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が 32 人確認できるところ、その 32 人全員が申立人と同様に、55 歳到達月の翌月 1 日に、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる上、当該元従業員のうち、所在の確認できた 10 人に照会を行った結果、回答のあった 7 人全員が、「定年退職

し、特別職員として再雇用されたもので、厚生年金保険被保険者記録は正しい。」旨証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）はなく、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から23年3月31日まで

私は、昭和20年9月初めにA社に入社し、退職するまで業務に励んだ。当時の同社には従業員が50名程度おり、人の出入りは激しかった。B社に勤務してから2～3か月後に給料明細書にC社のときに引かれていた厚生年金保険料と同じ額が控除されていたのを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年9月1日から23年3月31日までA社で勤務したとしているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは23年3月1日であり、申立人は、同日以前に同社において厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

また、申立人が、A社で共に勤務し、自分より先に退職したとする元同級生は、「申立人とは同級生だが、一緒に勤めたことはない。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、当該元同級生の被保険者記録を確認できない。

さらに、申立人がA社で同僚であったとする4人について、上記被保険者名簿を見ても、被保険者記録が確認できない。

加えて、昭和23年3月1日から24年3月30日までA社において被保険者であった、上記と別の元同僚は、「私は、A社での厚生年金保険の加入記録がある前の昭和20年10月ごろから勤務していた。申立人は私と同じころから同社で勤務していたと思うが、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前に辞めたため記録が無いのではないか。」としている。

このほか、上記の被保険者名簿の健康保険の番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も無い上、申立人が申立期間に係る

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 16 日から 55 年 7 月まで

A社で正社員として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、雇用契約書及び給与明細書に記載されている給与総額と異なっている。雇用契約書に記載された基本給は12万円であり、各種手当等が加算された給与総額はさらに多く、社会保険庁の記録ではこれよりも低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は10万4,000円であることが確認できるが、申立人は、当時の雇用契約書及び給与明細書に記載のある基本給が12万円であり、諸手当を含めた給与総額と比較して、標準報酬月額が低いとして申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書により、昭和54年6月から55年7月までの期間において、申立人が事業主により給与から控除された厚生年金保険料は毎月3,796円であることが確認でき、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は10万4,000円であり、オンライン記録と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正された形跡は無く、記録に不自然な点は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 7 月 26 日まで
② 昭和 31 年 10 月 5 日から 35 年 12 月 29 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 7 日から 39 年 11 月 21 日まで

申立期間①及び②については、昭和 31 年 3 月に中学を卒業後、同年 4 月に夜間高校に入学し、昼間はA社で勤務した。働きながら 35 年 3 月に高校を卒業し、退職する同年 12 月 29 日まで、同社で他の従業員と同じ労働条件で勤務した。

申立期間③については、昭和 35 年 12 月に免許を取得し、翌年 1 月に友達の紹介でB社に雇われ、40 年 5 月に同社を退社した。

これら二社では、いずれも正社員として継続して勤務していたのに、厚生年金保険の記録が一部しか無く、申立期間の記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 29 日までA社で勤務していたとしているが、申立期間①及び②について、申立人は、「給料は、日給月給で月末に事務所で現金でもらったが、給料明細書も付いていなかったのもので、厚生年金保険料が引かれていたかどうかは分からない。」としており、当該期間に係る保険料を事業主により控除されていたかどうか明確に記憶していない。

また、申立期間①については、複数の元従業員は申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務状況は明確でない。

さらに、申立期間②については、申立人が覚えている元同僚（当時の現場責任者であり、昭和 32 年 4 月 16 日から 34 年 12 月 29 日までの期間に被保

険者記録がある。)は、「申立人は小柄な人だったような気がするが、社員でなく見習いであり、他にも何人か同じような見習いがいたように思う。」と証言しており、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できるものの、他の複数の元従業員は申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務状況は明確でない。

加えて、申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、健康保険の番号には欠番が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見られない。

- 2 申立人は、昭和36年1月7日から40年5月10日までB社で勤務していたとしているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは36年2月11日であるため、申立期間③のうち、同年1月7日から同年2月10日までの期間について、申立人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

また、申立期間③のうち、昭和36年2月11日から39年11月21日までの期間にB社で厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員の多くは住所が不明又は既に死亡しているため、申立人の勤務状況を確認することができない。さらに、そのうちの元現場監督者は、「申立人の名前は聞いたことがあるが、直接の部下ではなかったのではっきりした記憶が無い。当時はC作業員の出入りが激しく、社員より臨時雇いの方が多かったので、それらの者を全員厚生年金保険に入れていたら、会社がやっていけなかったので、入れていなかったと思う。」と証言していることから、当時、当該事業所で勤務していた者の全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の健康保険の番号には欠番が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。